

広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅団地内の空き家の除却後の敷地の活用により子育て世帯の住替えを促進するため、空き家の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 第5条に規定する補助対象空き家の除却後の敷地に新たに建築された住宅に入居する者が属する世帯に小学生以下のこども又は妊娠中の者が属しているものをいう。
- (2) 除却 子育て世帯が居住する住宅を新たに建築するために行う空き家の取り壊しで、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他の法令に違反しないものをいう。

(空き家活用計画書)

第3条 町内会等の自治組織（別表の住宅団地内の団体に限る。）が作成する空き家活用計画書（別記様式第1号）は、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅団地の概要
 - (2) 自治組織の概要
 - (3) 空き家（空き家の除却後の敷地を含む。）の活用目的
 - (4) 空き家（空き家の除却後の敷地を含む。）の活用に係る取組内容
 - (5) 自治組織の活動範囲内に存する空き家（空き家の除却後の敷地を含む。）の情報
- 2 空き家活用計画書を提出した後において、記載内容の変更がある場合は、速やかに空き家活用計画変更届出書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、空き家の除却工事（廃棄物の運搬及び処分を含む。）とする。

(補助対象空き家)

第5条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、別表の住宅団地内に存する住宅であって、かつ、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 居住又は使用されたことがある戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。
- (2) 第8条の規定による申請を行う日（申請を行う者が第6条第3号に該当する場合は、売買契約日又は受贈した日）から遡って3か月以上居住されていないものであること。
- (3) 空き家活用計画書に記載されているものであること。
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金の交付を受けていないものであること。

(補助対象者)

第6条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家を除却する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家を除却し、除却後の敷地を子育て世帯の世帯主に売却、貸与又は贈与する、当該空き家の所有者（法人は除く。）で、次に掲げる要件の全てに該当する者
 - ア 住民登録している区市町村の税を滞納していないこと。
 - イ この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
 - ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (2) 補助対象空き家を除却し、除却後の敷地に新たに建築する住宅を子育て世帯の世帯主に売却、貸与又は贈与する、当該空き家の所有者（法人は除く。）で、前号アからウまでに該当する者
- (3) 購入又は受贈により取得した補助対象空き家を除却し、除却後の敷地に新たに住宅を建築する者（法人を除き、売買契約日又は受贈した日から半年以内に第8条の規定による申請を行う者に限る。）であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、第1号アからウに該当する者
- ア 第8条の規定による申請を行う日において、子育て世帯の世帯主であること。
- イ 子育て世帯の世帯構成員全員が第1号ウに該当すること。
- ウ 居住する住宅が存する住宅団地における地域活動に参加する意思があること。
- (4) 相続又は受遺（以下「相続等」という。）により取得した補助対象空き家を除却し、除却後の敷地に新たに住宅を建築する者（相続等の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに第8条の規定による申請を行う者に限る。）で、第1号アからウ並びに前号アからウに該当する者

（補助額）

第7条 補助額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事を行う前に、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家に係る登記事項証明書
- (2) 居住者がいない期間を確認することができる書類
- (3) 申請者が住民登録している区市町村の税を滞納していない旨の証明書
- (4) 附近見取図
- (5) 補助対象工事の計画図面
- (6) 補助対象工事に着手する前の状況を示す写真（住宅全体を撮影したもの）

ので、撮影日のあるものに限る。)

- (7) 補助対象工事に要する費用の見積書（補助対象工事の施工内容が特定できるものであること。）又はその写し
- (8) 補助対象空き家の所有者が複数である場合にあっては、申請者以外の所有者全員の工事に係る同意書
- (9) 補助対象空き家の除却後の敷地に新たに建築される住宅の入居者（子育て世帯）に対し、本補助事業の内容について説明する旨の誓約書（別記様式第4号）（第6条第1号又は第2号に該当する者の場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第3号又は第4号に該当する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。）
- (2) 母子健康手帳の写しその他の妊娠中の者がいることが分かるもの（当該申請を行おうとする者が属する世帯に小学生以下の子どもが同居していない場合に限る。）

3 第6条第3号に該当する者のうち購入により補助対象空き家を取得した者は、第1項及び第2項に掲げる書類のほか、売買契約書の写しを提出しなければならない。

4 次のいずれかに該当する者のうち補助対象空き家の所有権移転登記が未了であり、特段の理由があると認められる者は、第1項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 第6条第3号に該当する者のうち購入により補助対象空き家を取得した者
- (2) 第6条第3号に該当する者のうち受贈により補助対象空き家を取得し、当該空き家の所有者及び受贈した日が確認できる書類を添付した者

（交付決定通知等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付す

ことができる。

- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた後に補助対象工事に着手しなければならない。

(変更等の承認申請)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定後において、規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようとするときは、変更する部分の除却工事を行う前に、遅滞無く広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(別記様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助金の交付の決定を受けた者であって、第6条第1号又は第6条第2号に該当する者は、補助対象工事が完了し、除却後の敷地又は除却後の敷地に新たに建築した住宅の売却、貸与又は贈与に関する子育て世帯の世帯主との契約等の締結後、第6条第3号又は第6条第4号に該当する者は、補助対象工事の完了後、速やかに広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助事業実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 補助対象工事完了後の状況を示す写真(敷地全体を撮影したもので、撮影日のあるものに限る。)
 - (2) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
 - (3) 補助対象工事に関する契約書の写し
 - (4) 補助対象工事に要した費用を支出したことを示す領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 第6条第1号に該当する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売却、貸与又は贈与に関する契約書の写し
 - (2) 補助対象空き家の除却後の敷地に新たに建築される住宅の入居者の住民票の写し（当該契約時において、入居者が子育て世帯であることが分かる書類であって、世帯構成員全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限る。）
 - (3) 母子健康手帳の写しその他の妊娠中の者がいることが分かるもの（入居世帯に小学生以下のこどもが同居していない場合に限る。）
- 3 第6条第2号に該当する者は、第1項及び第2項各号に掲げる書類のほか、新たに建築した住宅について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（同法第6条第1項に規定する確認を要しない場合にあつては、同法第15条第1項の規定による工事届の写し）を提出しなければならない。
- 4 第6条第3号又は第4号に該当する者は、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 新たに建築する住宅の確認済証（同法第6条第4項の規定による確認済証をいう。以下同じ。）の写し（同法第6条第1項に規定する確認を要しない場合にあつては、同法第15条第1項の規定による工事届の写し）その他新たに住宅を建築することが分かる書類
 - (2) 町内会・自治会への加入を証する書類又は加入することが分かる書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金額確定通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

2 前項の請求は、補助金の交付の決定があつた日の属する年度の年度末ま

で行わなければならないものとする。

(交付決定の取消等の通知)

第14条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金交付決定取消(変更)通知書(別記様式第12号)により通知するものとする。

2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金交付決定(一部)(全部)取消通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(返還命令)

第15条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市子育て世帯住替え促進空き家除却費補助金返還命令書(別記様式第14号)により行うものとする。

(調査等に対する協力等)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助対象工事に関する調査の協力又は報告を求めることができる。

2 市長は、補助対象空き家の除却後の敷地に新たに建築された住宅の入居者に対して、当該住宅がある住宅団地の地域活動に参加し、活動している内容等について報告を求めることができる。

3 市長は、町内会等の自治組織等(別表の住宅団地内の団体に限る。)に対し、前項の入居者に係る情報等の提供を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象となる住宅団地		
番号	区	名称
1	東区	光が丘団地
2	東区	香里園
3	東区	鏡ヶ丘団地
4	東区	鈴が丘団地
5	東区	ひばりヶ丘団地
6	東区	観音原団地
7	東区	五月ヶ丘団地
8	東区	百田団地
9	東区	東園団地
10	東区	やすらぎが丘団地
11	東区	東浄団地（東浄）
12	東区	東浄団地（浄玄寺）
13	東区	桜ヶ丘団地
14	東区	早稲田団地
15	東区	大和台団地
16	東区	中山町南山
17	東区	馬木ハイツ
18	東区	ホームスト広島中山台
19	東区	東山
20	東区	清風台
21	東区	戸坂住宅団地
22	東区	ライフヒルズ未来
23	東区	サンヒルズ中山
24	南区	丹那
25	南区	杉山団地
26	南区	仁保団地
27	南区	ニュー旭ヶ丘
28	南区	向洋ニュータウン洋光台
29	南区	アメニティタウン仁保南
30	南区	丹那ハイツ
31	西区	己斐緑ヶ丘団地
32	西区	ふじハイツ
33	西区	鈴が台団地
34	西区	三滝観音台
35	西区	明山台団地
36	西区	日生己斐東住宅団地
37	西区	国迫団地
38	西区	己斐イトーピア
39	西区	広島ハイツ
40	西区	大迫団地（己斐大迫）
41	西区	大迫団地（茶臼山）
42	西区	日生団地
43	西区	古江東町

4 4	西区	古江
4 5	西区	山田団地
4 6	西区	西部臨海 1 工区
4 7	西区	鈴が峰団地
4 8	西区	広電己斐団地
4 9	西区	西部臨海 5 工区
5 0	西区	西部臨海 2 工区
5 1	西区	己斐もみじヶ丘
5 2	西区	田方ヶ丘
5 3	西区	阿瀬波団地
5 4	西区	井口台パークタウン（1期）
5 5	西区	井口台パークタウン（2期）
5 6	西区	古江西
5 7	西区	三滝本町
5 8	西区	小己斐新開
5 9	西区	古田台ヒルズ・古江の丘
6 0	西区	高須台パークタウン
6 1	安佐南区	あさおか台団地
6 2	安佐南区	第二祇園ヶ丘団地
6 3	安佐南区	第一東亜ハイツ
6 4	安佐南区	瀬戸内苑団地
6 5	安佐南区	松ヶ丘団地
6 6	安佐南区	藤興園団地
6 7	安佐南区	下城ハイツ
6 8	安佐南区	西原
6 9	安佐南区	サンハイツ光が丘
7 0	安佐南区	武田山団地
7 1	安佐南区	向ヶ丘団地
7 2	安佐南区	伴ハイツ
7 3	安佐南区	大町富士団地
7 4	安佐南区	高取第一団地
7 5	安佐南区	ふじが丘団地
7 6	安佐南区	安古市東亜ハイツ・豊松園団地
7 7	安佐南区	三菱沼田団地・大原台団地
7 8	安佐南区	緑ヶ丘団地
7 9	安佐南区	サンハイツ緑ヶ丘
8 0	安佐南区	中八木
8 1	安佐南区	瀬戸内沼田ハイツ
8 2	安佐南区	高取第二団地
8 3	安佐南区	別所団地/細田山団地
8 4	安佐南区	緑井
8 5	安佐南区	毘沙門台団地（1期）
8 6	安佐南区	毘沙門台団地（2期）
8 7	安佐南区	毘沙門台団地（3期）
8 8	安佐南区	平和台団地
8 9	安佐南区	弘億団地
9 0	安佐南区	中央グリーンハイツ

9 1	安佐南区	サンハイツ緑ヶ丘
9 2	安佐南区	新祇園東亜ハイツ
9 3	安佐南区	グリーンヒル大原
9 4	安佐南区	A・CITY アベニュー花の季台
9 5	安佐南区	イトーピア長楽寺
9 6	安佐南区	花みずき台
9 7	安佐南区	若葉台
9 8	安佐北区	城ヶ丘団地（仏ヶ迫）
9 9	安佐北区	城ヶ丘団地・城ヶ丘第二団地（城ヶ丘）
1 0 0	安佐北区	平和台団地
1 0 1	安佐北区	新建団地（新建）
1 0 2	安佐北区	新建団地（台）
1 0 3	安佐北区	可部第一東亜ハイツ
1 0 4	安佐北区	可部第二東亜ハイツ
1 0 5	安佐北区	南が丘団地
1 0 6	安佐北区	ふじランド
1 0 7	安佐北区	虹山団地
1 0 8	安佐北区	可部グリーンライフ
1 0 9	安佐北区	福王寺団地
1 1 0	安佐北区	安佐グリーンランド
1 1 1	安佐北区	瀬戸内ニューハイツ
1 1 2	安佐北区	譲羽団地
1 1 3	安佐北区	翠光台団地
1 1 4	安佐北区	ふじビレッジ
1 1 5	安佐北区	コープタウンあさひが丘
1 1 6	安佐北区	はすが丘団地
1 1 7	安佐北区	くすの木台団地
1 1 8	安佐北区	高陽ニュータウンC住区
1 1 9	安佐北区	高陽ニュータウンB住区
1 2 0	安佐北区	高陽ニュータウンA 1 住区・高陽ニュータウンA 2 住区
1 2 1	安佐北区	諸木団地
1 2 2	安佐北区	矢口が丘
1 2 3	安佐北区	ハイライフ高陽（岩上第二）
1 2 4	安佐北区	ハイライフ高陽（岩上）
1 2 5	安佐北区	インターハイツ森城
1 2 6	安佐北区	高陽第一
1 2 7	安佐北区	安佐ニュータウン星が丘
1 2 8	安佐北区	桐陽台
1 2 9	安佐北区	可部勝木台
1 3 0	安佐北区	高陽台
1 3 1	安佐北区	高陽深川台
1 3 2	安佐北区	希望が丘
1 3 3	安芸区	瀬野川団地
1 3 4	安芸区	大磯団地
1 3 5	安芸区	月ヶ丘団地
1 3 6	安芸区	五月台団地
1 3 7	安芸区	安芸矢野ニュータウン

1 3 8	安芸区	スカイレールタウン瀬野みどり坂
1 3 9	安芸区	望が丘団地
1 4 0	安芸区	瀬野みつぎ団地
1 4 1	佐伯区	緑が丘団地
1 4 2	佐伯区	美鈴園団地（西山）
1 4 3	佐伯区	美鈴園団地（皆賀）
1 4 4	佐伯区	駅前第一
1 4 5	佐伯区	中央第一
1 4 6	佐伯区	昭和台
1 4 7	佐伯区	日の木団地
1 4 8	佐伯区	月見台団地（1期）
1 4 9	佐伯区	月見台団地（2期）
1 5 0	佐伯区	観音台団地
1 5 1	佐伯区	荒蒔団地
1 5 2	佐伯区	新宮苑
1 5 3	佐伯区	八幡が丘団地（八幡ヶ丘）
1 5 4	佐伯区	八幡が丘団地（保井田）
1 5 5	佐伯区	薬師が丘団地
1 5 6	佐伯区	五月が丘団地（1期）
1 5 7	佐伯区	五月が丘団地（2期）
1 5 8	佐伯区	昭和台
1 5 9	佐伯区	折出団地
1 6 0	佐伯区	利松第一
1 6 1	佐伯区	美鈴が丘団地（1期）
1 6 2	佐伯区	美鈴が丘団地（2期）
1 6 3	佐伯区	杉並台団地
1 6 4	佐伯区	イトーピア五日市藤の木
1 6 5	佐伯区	城山
1 6 6	佐伯区	東観音台
1 6 7	佐伯区	ピアステージ彩が丘
1 6 8	佐伯区	魚切ハイツ・ハーブヒルズ
1 6 9	佐伯区	西風新都広島ライセンスパーク杜の街